

様

横 浜 市 長

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条第 2 項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	令和 年 月 日